

繰越請求・未回収分に関して

繰越請求が発生するケースは2つ

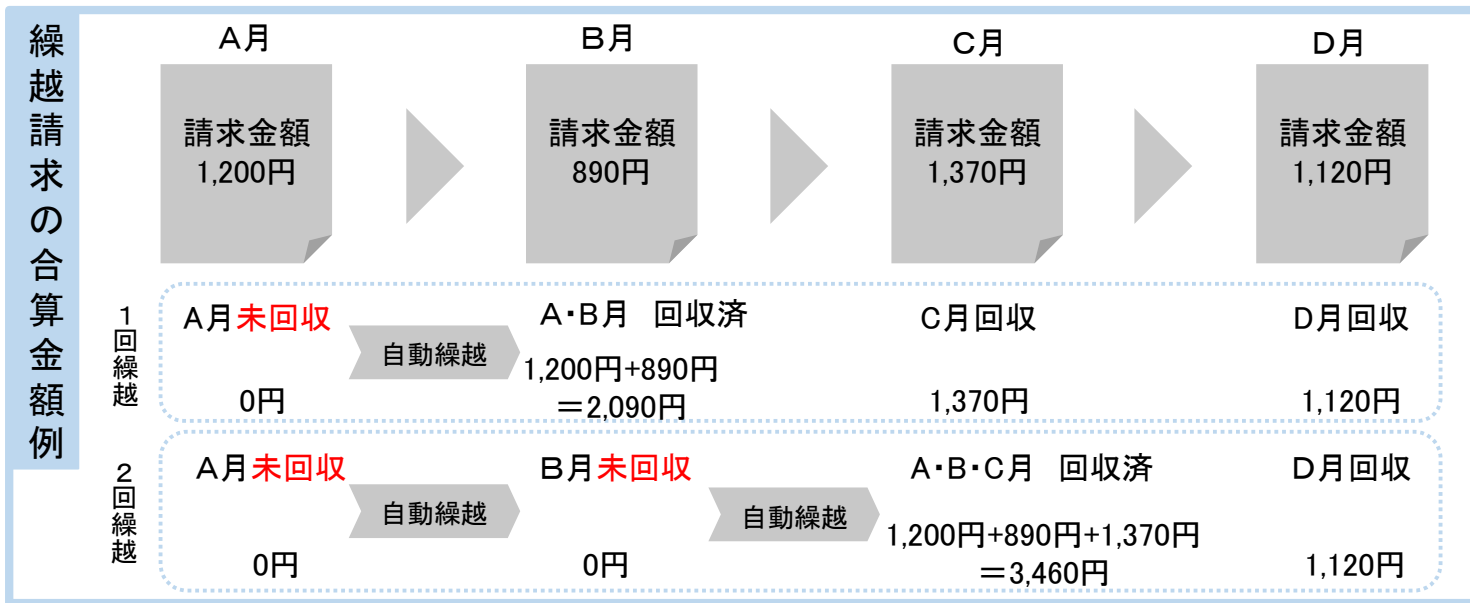
①口座振替をする口座の残高が足りなかった場合

請求された診療費よりも口座残高が少ない場合は、口座振替ができずに未回収となり、繰越請求になります。

②口座振替申込み手続きが完了していない期間

金融機関内での処理は、おおよそ40日前後といわれ、申込みを行った最初の月は口座振替が実行されない可能性が高く、回収が出来ず繰越請求になります。

未回収分があった場合 原則として次月に繰越しとなり、請求金額に合算されます。



繰越請求が発生した際の対応に関しては次のページへ

繰越請求が発生した際の対応

○次月分の請求額に合算して繰越請求となり、請求書にも繰越請求額が含まれることが記載されます。

○2回以上繰越請求が発生した場合は、通知書を同封して催促いたします。2回以上の繰越請求が発生した場合には、催促用にレターパックプラス(赤レターパック)での通知オプションもご用意いたしておりますので、通知を確実にやりたい場合にはご利用ください。

未回収 通知オプション

未回収が2回以上続いた場合、振替口座に支払い金額を入れて頂くことを催促するオプションとしてレターパックプラス(赤レターパック)で通知するオプションを用意しています。

赤レターパックは対面でのお届けで受取確認が確実なうえ、大きなサイズの郵便物で届くことで通知の効果が上がり、口座への入金し忘れの防止に役立ちます。

1通 ￥580(税別) でご利用いただけます。
(内訳: 通知書作成 ￥60 + レターパックプラス代金 ￥520)

ご利用いただく際は、診療情報(レセプトデータ)を送付して頂く際に、
どの患者様の何月～何月分の請求を、未回収 通知オプションで催促という指示を、
送付情報の中に同封してご連絡ください。



レターパックプラス
340mm × 248mm (A4ファイルサイズ)